

平成 21 年度第 5 回規制改革会議終了後記者会見録

日時:平成 21 年 12 月 4 日(金) 14:54 ~ 15:34

場所:永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

鈴木室参事 お待たせいたしました。定刻よりも 5 分ほど早いんですが、これより記者会見の方を始めさせていただきたいと思います。

最初に、お手元の資料の確認の方をさせていただきたいんです。

本日お配りしてあります資料は、資料 1 として「更なる規制改革の推進に向けて(案)」。

資料 2 - 1 として「重要取組課題(案)」。

資料 2 - 2 として「チャレンジテーマ候補(案)」。

資料 3 として「規制改革集中受付月間(平成 21 年 6 月)において提出された規制改革要望のうち、今後実現を図るべき事項(案)」。

資料 4 として「措置未実現事項(案)」。

資料 5 として「規制改革の課題(案)」という資料が配られておりますが、もし、お手元に足りないようでしたら、事務局の方に言ってくだされば用意させていただきます。

それでは、先ほど行われました規制改革会議にて、当会議の 3 年間の活動を通じた規制改革に関わる総括及び今後さらなる規制改革を進めていく上での取り組むべき課題等を会議として決定を行いまして、仙谷大臣の方に会議の提案の方を手交いたしました。

また、特に緊急性が高い規制改革課題をチャレンジテーマ候補として厳選し、併せて本日、決定をいたしました。

中身に関しましては、後ほど担当主査及び担当から御説明をさせていくことにいたしまして、最初に議長の方から、本日の会議の状況に関して御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、議長、お願いいたします。

草刈議長 今、説明のあったとおりですけれども、政権が変わってしまって困ったことというのは 2 ~ 3、その前からありまして、本来であれば 8 月に中間とりまとめをやることになっていて、そこで我々の問題意識を整理して、それから、それに対するお役所の反論というものをアタッチして読み取るという作業をして、その後で年末答申という形になるのが今までの自民党政権下のやり方だったんですが、まず中間とりまとめを出そうと思ったら相手が消えてしまったということです。

それで 10 月以降、政権が変わって、向こうの新しい政権の御担当等が決まってきたので、どういうふうに進めるかということだったんですけれども、我々の任期は来年の 3 月までですので、どういうふうにしようかという御相談をしたんですが、要するに新政権になってからは、やはり方法論的にも少し今までのやり方と変えたいという御意向もあって、それと同時に、そういう規制改革会議あるいは規制改革の取り組みということについて、余り民主党側にはまとまった形での知見とございますか、そういうものもない。

したがって、仙谷大臣からの御指示で、今までずっとやってきたこと、できなかったこと、それから、やらなければいけないこと。そういうものを全部まとめて、総括という形で出してください

という御指示がまいりました。それでは、11月の末にまとめて12月の頭にそれを出しましょうということだったんですが、その中で、いわゆる今後、すぐにも取りかかれるテーマを数件選んで、それも出してくれというお話になりました。数件と言われても、やり出すとふくらんで13件になってしまいましたというのが、この「チャレンジテーマ候補(案)」というものです。

それで、中間とりまとめというものも、その後の状況変化も踏まえて、この「規制改革の課題(案)」という最後の分厚いものにとりまとめて、今日、それもアタッチして、お出ししたということになります。

とりあえず、私の方からの御説明は以上です。

鈴木室参事 どうもありがとうございました。

それでは、各担当主査の方から、チャレンジテーマに関して順に御説明をお願いしたいと思います。

まず、松井主査の方から、医療分野に関してよろしくお願いたします。

松井委員 医療については、2つにテーマを絞りました。

1つは、保険外併用療養の問題。いわゆる「混合診療」の在り方の見直しです。

これは、規制改革会議が始まって以来、ずっと主張し続けていた問題です。言わずもがなですけれども、健康保険法上に保険診療と保険外診療の併用を禁止する規定は無いにもかかわらず、厚労省の解釈によって禁止されている。これについて見直すべきだということです。特に強調したいのは、健保には国保や協会けんぽなどと違って公費が入っていないのに、一律に決められた保険適用の線引きを国から強制されているという点です。極めて理不尽且つ不公平です。こういったことも含めて新政権では抜本的に保険のあり方を見直してもらいたい。国民皆保険の存続に関わる重大問題だと認識しています。

2点目は、医療情報に係る改革。レセプトなどの電子情報を利活用するために、その障害となる規制を見直すべきということです。国が独占している情報に関する開示の問題もあります。

また、それに加えて、健保や国保などの保険者機能が十分に発揮される環境が整っていないという問題があります。特に健保です。先日行われた事業仕分けで支払基金の問題が取り上げられていましたけれども、診療報酬の審査支払業務について、健保から委託された支払基金が、5,000人の手作業で、年間800億円のコストをかけて行っている。しかも、800億円もかけて、年間で削減できる診療報酬はせいぜい300億円。費用対効果が全く見合わない業務委託を健保は強制されているわけです。電子化を前提に考えれば抜本的に効率化できるはずですが、その覚悟は基金側に無い。ならば基金への審査支払の委託はオプションにすべきです。しかし、現状、健保は支払基金に委託せざるを得ない状況になっている。それが問題です。本来、健康保険法上は直接審査が原則である旨定められており、その上で「支払基金に審査させてもいい」と言っているにすぎないのに、一片の局長通知で、「直接審査をする際には医療機関の同意が必要だ」とされている。これがあるがために、実態的には、全部支払基金に審査を委託せざるを得ない。要するに、この通知を撤廃するだけで直接審査はできるということになるわけです。

改革すべき課題としては氷山の一角ですけれども、こういったこともチャレンジテーマとして取

り上げてもいいかな、と考えました。これらは法律を改正する必要は無く、省令ないしは通達といったものを見直せばそれでもって実現することができるので、新政権の下で思い切ってチャレンジすべきです。

医療については、ほかにもっと大きな問題もたくさんありますけれども、改革のトリガーとして新政権に取り上げてもらうよう、この2点に絞り込んだ次第です。

以上です。

鈴木室参事 ありがとうございました。

続きまして、保育分野なんですけど、翁主査、安念副主査、ともに不在のため、事務局の方から簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局の駒井企画官の方からよろしくお願いいいたします。

駒井企画官 それでは、御説明申し上げます。

保育分野では、チャレンジテーマということで2項目掲げてございます。第1番目が幼保一元化の実現。2点目が、地方の実情に応じた保育施設の設置の促進、いわゆる保育所の最低基準の見直しという、この2項目でございます。

第1項目の幼保一元化につきましては、御承知のとおり、現在、専業主婦世帯が利用する幼稚園のニーズが減っていて、一部のところを除き、定員割れが発生しているような状況にある。他方で、共働き世帯のための保育所について、待機児童問題が非常に深刻化しているという状況にあるということでございます。それで、幼稚園は文部科学省、それから、保育所は厚生労働省と、行政や制度が縦割になっておりまして、この問題を解決できるのではないかと期待された認定こども園制度、3年前にできた制度ですが、こちらも既存の制度をそのままくっつけただけということになっていて、実質、幼保一元化ということではなく、逆に3元化された状態にあるというのが現状認識でございます。

こうした縦割行政や制度を融合しまして、すべての就学前児童を対象とする包括的な教育・保育制度を構築すべきというのが、この第1点目の我々の主張、幼保一元化の実現ということでございます。民主党のマニフェストやINDEXにも、子ども家庭省の設置とか、幼稚園と保育所の一本化の推進というようなことが掲げられておりますので、そういった内容・方向性と合致するものではないかというふうに考えておりますので、このテーマを是非、早急を実現していただきたいと考えておるとというのが第1項目。

第2項目でございますが、保育所の施設基準というものが、現在、戦後に制定されて以来ほとんど改正されていない。この基準というものについても、科学的な検証が何ら行われていないというようなことがございましたものですから、それぞれの基準を、因果関係に関する研究を行ったりして見直すべきではないかということでございます。特に土地や人の確保が難しい都市部では、この施設基準があるがゆえに、なかなか保育所の設置が進まないというような状況がございますので、一定の質の確保というものを前提に、面積基準とか、職員の資格要件、職員配置、調理室の必置規制等を緩和するなどの地域の実情に応じた形での設置基準を認め、保育室の量の拡大を図るべきであるというのが、この2点目でございます。

御承知のとおり、現在、地方分権改革推進委員会の第3次勧告をベースに見直し作業というものが行われているわけですが、厚生労働省から出ている回答では、東京都などの都市部に限定して、待機児童解消までの一時的な措置、時限的な措置として、保育室等の面積基準のみを地方の判断で条例で定めるようにするという回答が出ておるのでございますけれども、時限的な措置であるとか、面積基準のみということでは待機児童問題の解消には結び付かないというふうに考えておりますので、面積基準のみならず、職員配置等のその他の基準についても、地域の実情に応じて基準の設定が認められるように検討してほしいというものでございます。

以上です。

鈴木室参事 どうもありがとうございました。

続きまして、農林水産分野は八田主査の方から、少し全体的に質疑に時間を取りたいと思いますので、手短にお願いたします。

八田議長代理 「更なる規制改革の推進に向けて(案)」という資料1の13ページをごらんください。農業、林業、水産業の中からは、農協への金融庁検査と公認会計士監査の実施を選びました。

ここに書きましたように、農協は、多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大な金融機関です。したがって、農協の貯金者保護は、重要な政策課題です。にもかかわらず、普通の銀行に対しては、預金者保護を目的として行われている金融庁検査が、農協に対しては行われていません。したがって、預金者保護のために、農協に対して金融庁検査をする必要がまずあります。

もう一つは、農協に対する公認会計士監査です。監査は、基本的には株主とか組合員とか出資者のために財務情報の信頼性を確保するために行われるものです。現在のところ、農協に対しては、農協中央会が監査をしていますが、中立的な公認会計士が監査をすべきです。

「重要取組課題」の方には、次から次に農業関係のことがあげてありますが、特に、戸別所得補償に触れていますので御注目ください。まさに民主党が言ってきたことですが、この具体的なやり方はいろいろあるわけで、その中で最も望ましいものをここで提案しています。

以上でございます。

鈴木室参事 どうもありがとうございました。

続きまして、住宅・土地分野、雇用・労働分野、教育分野を福井主査の方から願いたします。

福井主査 住宅・土地分野の再重点課題の一つは、老朽化マンション等の建替促進であると考えています。区分所有法の在り方の見直しですが、例えば現在の区分所有法では、老朽化したり、あるいは震災で壊れたマンションの復旧について、反対者と賛成者の利害調整の仕組みが不十分でありまして、一旦、紛争が起こると事業が凍結してしまうというような問題があります。建替決議要件が合理的ではないとか、あるいは米国のように、そこで区分所有関係を一旦解消して売却するという措置が全く取れないために事業が硬直状態になるといった問題点が多々あります。区分所有法の改正を中心に考えていくべきものです。

続いて、雇用・労働分野ですが、理容師・美容師の資格が大変似た部分もあるにもかかわらず縦割になっておりまして、こういった区分に合理性があるのかどうか等見直しが必要であるというこ

とです。

それから、派遣と請負、いわゆる偽装請負問題と言われておりました問題につきましても、現在の厚労省の運用は偽装というにはほど遠い実態無視の形式的な法運用によって、例えば接着剤 200 円、300 円の単価のものの何千枚にわたる伝票を書かなければ偽装請負であるとして指導するといった非常識な運用が多々あると理解しております。法に即した、本当に指揮命令を受けているのかどうかという趣旨の区分が必要であり、法の逸脱をなくすという点についても、まだ道半ばとなっています。

続いて、教育分野ですが、教育委員会の制度の在り方として、現在は必ず教育行政は首長ではなく教育委員会自身が執行機関にならないといけないという選択肢しかありませんが、これも数年前旧与党の時代にも議論があって見送られた経緯があります。教育委員会が執行することも、あるいは諮問機関にすることも、また首長自身が執行することもできるような選択制にすべきではないかという提言を盛り込んでいます。民主党の公約でも同じ趣旨が出ているところでありまして、重点的に取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

鈴木室参事 どうもありがとうございました。

続きまして、航空・空港分野、あと、有富主査が不在のために、貿易分野を併せて中条主査より御説明のほどをよろしく願いいたします。

中条主査 航空・空港政策の改革は規制改革会議が始まって以来と申しますか、私は個人的に 10 年前からずっと言ってきたことと同じことではありますが、幸いにして今年の 9 月に運輸政策研究所が首都圏の空港需要の推定を公表しました。それに併せて、若干、数字を整理し直したということでもあります。それで、首都圏の空港需要について、2030 年の 94 万回に対応するためには、羽田と成田の両方を含めて、首都圏空港の容量を拡大していくことが当然必要ですということ。

それから、効率的に空港サービスを供給していくというためには、当然、成田、関空、中部について完全民営化を進める。その場合に、外資規制等を含めて資本についての規制をなるべく行わないということ。

3 空港以外の空港につきましても、空港整備勘定を解体して、空港ごとの独立の組織として民営化をするということ。

そして、航空会社の競争力向上ということ考えた場合に、先進国の国々との間で航空機及び乗員について、日本へ機材や乗員を持ってきたときに、それをよけいな規制によってコストをかけるということなしにすぐ使えるようにして、コスト競争力を向上させるということ。

それから、これまで航空会社については 3 分の 1 の外資規制、すなわち 3 分の 1 以上外資を入れてはいけないという規制があるわけですが、これを撤廃して、外国のさまざまな資本、そして、経営ノウハウを日本の航空会社の経営に活用できるようにしようということ。

更には、それに加えて、外国の航空会社は日本の国内では運航できないことになっているわけですが、この規制も撤廃して、外国の航空会社でも、あるいは日本の航空会社と合併でつくった会社であっても、そういったところが日本の国内でもサービスを提供して利用者利便

に資するようにする、競争を促進するということを進めていこう。

これが航空・空港分野の課題であります。ちょうど民主党政権の方も、首都圏空港につきましては前原大臣が羽田のハブ化ということをおっしゃっているわけでありまして。私たちとしては、羽田のハブ化だけではなく、首都圏空港全体の容量の拡大が必要であろうと言ってきましたが、方向性は同じでありますから、これを新政権で取り上げるにふさわしい項目であろうと考えておりますし、それから、航空会社の競争力向上という点でも、今、ＬＣＣを活用しようという議論が随分あるようではありますが、ＬＣＣだけではないでしょう、日本の航空会社全体について、あるいは外国の航空会社も含めて効率的なものが入ってくればいいわけですから、外資規制を緩和して、国内運航を自由にしていくという体制を整えていくべきでしょう。

規制改革会議のような機関は、政府の政策よりも少なくとも3年先を行っていなければいけないと私は考えております。そういう視点から、同じ方向性にあるものについて更に進んだ改革を提案しているということです。

以上が航空であります。

貿易の方は、基本的に港湾政策を重点項目に挙げております。これも実は空港とロジックは全く同じであります。むしろ、港湾の方が空港よりもひどいんです。日本に100近く空港がある、多過ぎるという議論がありますけれども、私は全然多過ぎるとは思っていません。しかし、港湾に関しても、これは漁港も含めて何千という港があるわけで、これは完全に過大な投資になっていて、無駄な釣り堀を日本全国につくっているという状況にあります。

したがって、この港湾の整備特別勘定を解体して、港湾ごとに独立採算として民営化をする。不要な港は廃港にしていくということを見ると同時に、中枢港湾につきましても選択と集中の考え方から、重点的に投資をする港湾を選んで育てていく。それを、できれば私たちの考えとしては、政府が選ぶというよりも、競争の中で生き残ったところが中枢港湾となっていく。そういう形になるように枠組みをつくっていく。

そのためには、例えば横浜、東京、川崎といったような個別の港湾に分かれているところについては、その合併を推進して、規模の利益を上げて競争力を高めるというようなことを、自治体自身がやっていくのを支援することが必要だ。それが港湾政策についての基本的な考えです。

以上です。

鈴木室参事 どうもありがとうございました。

続きまして、地域活性化分野を米田主査の方からお願いいたします。

米田主査 簡単に説明するために「更なる規制改革の推進に向けて(案)」の36ページをお開きください。

地域活性化TFでは主に、皆様方に御協力いただいております、あじさい・もみじ要望受け付けのテーマを基に、いろんな地域の課題に取り組んでまいりました。そのなかでチャレンジテーマとして挙げておりますものは、森林バイオマス利用の支障となる行政手続の簡素化です。

現在、鳩山政権では、森林整備を重点課題とする姿勢がございましてけれども、実際に林地残材とか木くずなどを材料にしたり、エネルギーに変えていくときに、これらの多くが、廃棄物として扱

われることがございます。そうすると、廃棄物の処理や運搬の許可が必要ということで、煩雑な申請が必要になり、活用するときの障害になっております。また、地方自治体ごとに廃棄物の取扱いがばらばらということもあります。規制をより簡潔にしながら、自治体でばらばらの取扱いがなされないような措置の必要性をここで申し述べております。

もう一つ、森林バイオマスに関しましては、盲点と言われるものですが、木を燃やした後の灰の処理です。普通、木を燃やした灰は山に返せばいい肥料になります。それが今は廃棄物処理法の問題で、廃棄物として埋め立て処理されているものが多いので、是非、有益なものは山に返せるような規制改革も必要ということを書いております。

地域活性化TFを少し越えた話でございますが、私はあじさい・もみじ受け付け担当といたしまして、今までいろんな要望を扱って参りました。今度は「国民の声」ということで、行政の無駄の指摘なども含んだ形で、広く規制改革要望を扱っていただけることになり、よい方向に行っていると思います。そこで担当として感想を少し申し述べたいと思っております。まず、改革への要望を実際に実現するときには、規制改革もさることながら、「構造改革特区」とか「市場化テスト」などとの連携を強めることをお願いしたいと思っております。

それから、昨今、増えております地方分権の中で、国の規制は緩和されたけれども、地方自治体の窓口には緩和されたことが伝わっていないケース、また、地方自治体ごとに判断基準がばらばらなために国民の方々が煩雑な処理を負うケースが増えています。結局、民間の方々が過剰な規制に苦しむことがあります。また、条例で過剰な規制が設けられたときに、それに対する規制緩和の訴えのツールが整っていない問題もあります。地方分権は大変重要なものでございますから、それを円滑に進めるためにもできるだけ、国と地方のはざまに陥る行政課題に対しても、きちんと目を向けていただきたいということを申し添えたいと思っております。

以上です。

鈴木室参事 どうもありがとうございました。

最後となりますが、海外人材分野の方を、これも有富主査が不在のために、事務局の方から願いいいたします。

山本企画官 事務局から御報告させていただきます。

日本の外国人登録者数は昨年末時点で220万人超という水準になっておりますが、海外人材TFでは、こうした海外からの方々がよりスムーズに地域社会に定着できるよう、必要な社会インフラの整備を進めていただきたいということを提言申し上げてきました。今回の提言もその中の一つですが、在留外国人の社会保険への加入を促進するということを提言申し上げました。

事例を見ますと、短期雇用の方ですとか、あるいは転職とか失業等々に伴って転居の頻度が高いというようなケースが多く、生活環境の安定に必要な社会保険への加入率が低いという事情があります。こうした中、少しでも加入を促進していこうということで御提言申し上げたものです。

以上です。

鈴木室参事 どうもありがとうございました。

これより質疑に入りたいと思っております。御質問のある方は会社名と名前をおっしゃっていただいて

からお話しただけですよう、お願い申し上げます。あと、手元にマイクがございますので、なるべくマイクを使ってお話しくださるようお願いいたします。

それでは、質問のある方はどうぞよろしく申し上げます。

どうぞ。

記者 チャレンジテーマの候補のリストアップのプロセスについてお聞きしたいんですが、冒頭に御説明もありましたけれども、改めて、これらのテーマは民主党政権サイドから、今までの議論を見てこれとこれというふうにピックアップがあって、こう決まったのか。それとも、会議側からマニフェストと、公約と照合しながら選んでいって決まっていたのか。その辺のテーマ選定のプロセスをもう少し具体的にお聞きしたいんです。

草刈議長 向こうからこれとこれと言われたわけでは全然ありません。こちらでやった中でも、1つは割と身近、あるいは取り上げるのにどちらかというわかりやすいテーマというのが1つです。それから、緊急を要する。随分長いことやっても少しもうまいかないというのが1つです。3番目は、やはり当然、中でも重要なテーマであるという、3つの観点から10個ぐらい選んでくれというお話だったんですけども、最終的には13個になった。それだけの話です。

鈴木室参事 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

記者 この13の項目については、今日、冒頭に大臣は一度引き取るというふうにおっしゃっていたかと思うんですけども、特段、例えば規制改革推進本部なり、閣議なりで決めたりという拘束力がないまま、一応、今後の検討課題として政府側が検討していくという位置づけのものなんでしょうか。

草刈議長 一応、こういう形で出してくれということなんですが、それでは、どれを選択していくのかという話については、この中で何個やるのか。それから、我々が気がつかないテーマもあるわけです。ですから、そういうものについて更に付け加えた形で判断をしていくということなんですけれども、現実問題としてといたしますか、勿論、大臣からも要請がありますので、その選択のところで、あるいはもう少し、今、御存じのとおり、仙谷大臣はてんてこ舞いという状態なので、じっくり御説明もしていないんです。ですから、その説明を、あるいは我々の方の意見も言いながら、それを参考にしてもらって選んでいただく、あるいはその選ぶ過程で我々としても、これはやはり遠い話という話もしながら決めていく。そういうふうには大臣からも言われています。

記者 それはいつごろまでに決めるんですか。

草刈議長 それは恐らく、私たちは3月までしか期限がないですから、できるだけ早く決めて次の体制に移った方がいいと思っていますんですけども、少なくとも12月、今から予算がありますね。そのことを考えるとやるのが山ほどあって、恐らく最終的には、ファイナルにはこのところの具体策までは大臣のところに行かないのかな。できればそうしたいんですけども、したがって、ほかの三役のうちの2人の方々と連携しながら、私どもとしてはできるだけ早く議論を進めていきたいと思っていますんですけども、やはりいろんなことといたしますか、時間的なファクターもあるので、遅くとも1月に入って早々に決めたい。そんなふうには私としては思っています。



記者 決めたものは、何か正式決定するんですか。

草刈議長 勿論、それはそれで、正式に言いますと、行政刷新会議というものがありますね。あれも法的な根拠が今のところなくて、恐らく3月の末ぐらいにはそういうものが決まっていく。だから、その中で、いわゆるこれを含めて、国民の声も含めた形での規制改革絡みの話はそういう中できちんとした形でやっていくというのが最終的なアンダースタANDINGですが、その前にもう少し早くやった方がいいというものアドホックな格好で、少し前倒しでやるということはあるのではないかと考えています。

鈴木室参事 よろしいでしょうか。

記者 はい。

鈴木室参事 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

記者 議長にお聞きしたいんですけども、新政権の規制改革に対する姿勢について、現在、どのように評価しますでしょうか。

草刈議長 さっき、仙谷大臣がお話しされましたね。仙谷大臣が規制改革担当の大臣ですから、こういう形で非常に前向きにとらえられている。

ただし、やはり今まで我々が2000年以降、あるいは勿論、その前からずっとやってきた形で、ずっと包括的な形での取り組みという形で今まで来たわけですが、その辺が少しマンネリ化しているのではないかというお考えはあるようで、もう少し具体的なテーマをプロジェクト的につかまえて、それを割と短い期間にやって成果を上げていくという方法をトライしてみたらどうだろうかというような考え方だと思うんです。

最終的には包括的にやっていかないとまずいと思いますけれども、とりあえず、スタートの時点でそういう方法論でやっていかれるというのも一つの手だと私は思っていますから、勿論、どういう後継の方でやられるのか、よくわかりませんが、いずれにしても、そういう方法でやってみようとおっしゃっている。そこは方法論が違うというだけで、基本なお考えは非常に我々と同じだと思っています。

鈴木室参事 それでは時間になりましたので、最後に1つだけ御質問を受けたいと思います。

どうぞ。

記者 今後のスケジュール的なものの確認なんですけれども、今日出したテーマ候補を基に、1月ぐらいまでにもう少し絞り込みを政府の方も含めてやって、そこでもう一回、この会議で決定して、それで4月以降、新たな体制の下で具体的に取り組んでいく。そういう流れになるのでしょうか。

草刈議長 この会議で何をやるかというところを決めることは、勿論、そういうふうになりましたということは報告しますけれども、もう要するに会議全体としてそういうことをエンドースするというにはならないと思います。

いわゆる大臣サイドと我々の中で議論をして、それで最終的にこれでいきましょうということであれば、その段階で決めてもらって、そこまで我々の会議の役割は終わり。あとは、私どもとし

ては当然、締め会議はやりますけれども、できるだけ早い時期にスイッチをして、次の担当とい  
いますか、やられる方がそれを引き継いでいく。こういうことだと思います。

鈴木室参事 よろしいでしょうか。

それでは、予定時刻を若干超えましたので、これにて会見の方を終了させていただきたいと思  
います。

本日は御多忙の中、誠にありがとうございました。